



栃木県公報

平成26年
3月27日(木)
第16号

四 次

週 間

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

憲 法

栃木県規則第十号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和二十九年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表三県民生活部の部人権施策推進課の項を削り、同部青少年男女共同参画課の項中

青少年男女共同参画課 を 人権・青少年男女参画課 に改め、同表四環境森林部の部環境

林森政策課の項中「指導検査班」を削り、同部林業振興課の項中「低コスト林業推進担当、林業担い手担当」を「きのこ振興担当、生産力強化担当、低コスト林業推進担当」に改め、同部森林整備課の項中「森林保全担当、治山担当」を「保安林・林地開発担当、技術調整担当」に改め、同表五保健福祉部の部保健福祉課の項中「企画指導担当、人材育成担当」を「地域保健福祉担当、生活保護担当」に改め、同部医事厚生課の項を次のように改める。

医療政策課	医療指導担当、在宅・地域医療担当、医療体制整備担当、看護職員育成担当
-------	------------------------------------

第九条第一項の表五保健福祉部の部高齢対策課の項中「施設担当」を「地域支援担当」に、「介護保険班」を「事業者指導班」に改め、同部障害福祉課の項中「地域生活支援担当」を削り、「施設福祉担当」を「福祉サービス事業担当」に改め、同表六産業労働観光部の部工業振興課の項中「技術振興担当」を削り、同部労働政策課の項中「職業能力開発担当」を「職業能力開発・全国技能大会担当」に改め、同表七農政部の部農村振興課の項中「指導検査班」を「技術調整担当」に改め、同表八県土整備部の部都市計画課の項中「市街地整備担当」を「まちづくり支援担当」に改め、同部に次のように加える。

総合スポーツゾーン整備室	整備推進担当
--------------	--------

第九条第一項の表広報課の項の次に次のように加える。

人権・青少年男女参画課	人権施策推進室
-------------	---------

第九条第二項の表医事厚生課の項中 医事厚生課 を

医療政策課	に改め、同表産業政策課の項中「産業プロジェクト推進室」を「産業戦略
-------	-----------------------------------

「推進室」に改め、同項の次に次のように加える。

工業振興課	ものづくり企業支援室
-------	------------

第十一条第一項の表経営管理部の部職員総務課の項第七号中「（総合庶務事務システムに係るものに限る。）」を削り、同表県民生活部の部人権施策推進課の項を削り、同部青少年男女共同参画課の項中「青少年男女共同参画課」を「人権・青少年男女参画課」に改め、同項第十二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同項第十五号中「事業」の下に「及び隣保事業」を加え、同項に次の四号を加える。

十八 人権施策の総合企画及び総合調整に関すること。

十九 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行に関すること。

二十 栃木県人権尊重の社会づくり条例の施行に関すること。

二十一 栃木県人権教育・啓発推進県民運動に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部環境森林政策課の項第十号及び第十一号を削り、同項第九号中「、設計積算並びに工事の検査及び指導」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 森林計画に関すること。

八 森林吸収源対策の推進に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部環境森林政策課の項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同部地球温暖化対策課の項中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 省エネルギーの推進に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部廃棄物対策課の項第十一号中「財団法人栃木県環境保全公社」を「公益財団法人栃木県環境保全公社」に改め、同部森林整備課の項第三号を次のように改める。

三 治山、林道、自然公園等施設の整備事業に係る設計積算及び工事の指導に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部森林整備課の項中第十六号を削り、第十五号を第十九号とし、第四号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。

四 環境森林部工事電算システムの企画及び運営に関すること。

五 森林・林業等の技術研修に関すること。

六 公共工事のコスト縮減に関すること。

七 公共事業の評価に関すること。

第十一条第一項の表保健福祉部の部保健福祉課の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十五号までを削り、第十六号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 地域保健法の施行に関すること。

第十一条第一項の表保健福祉部の部保健福祉課の項中第十七号を第四号とし、第十八号を第五号とし、第十九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第六号とし、第二十三号を第七号とし、同項に次の十七号を加える。

八 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（専ら医療費適正化計画に係るものに限る。）。

九 地域福祉の推進に関すること。

十 社会福祉法の施行に関すること（人権・青少年男女参画課、高齢対策課、障害福祉課及びこども政策課の所掌するものを除く。）。

十一 栃木県社会福祉法人の助成に関する条例の施行に関すること。

十二 社会福祉施設、社会福祉法人及び社会福祉事業を行う市町村等の検査及び指導に関すること。

十三 民生委員法の施行に関すること。

十四 福祉に係る人材確保の総合調整に関すること。

十五 福祉に係る研修の総合企画に関すること。

十六 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関すること（建築課の所掌するものを除く。）。

十七 とちぎ福祉プラザに関すること。

十八 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の施行に関すること。

十九 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関すること。

- 二十一 医療社会事業に関すること。
- 二十二 独立行政法人福祉医療機構法の施行に関すること。
- 二十三 生活保護法の施行に関すること。
- 二十四 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関すること。
- 二十五 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部医事厚生課の項中「医事厚生課」を「医療政策課」に改め、第一号から第十号までを削り、同項第十一号中「(保健福祉課の所掌するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第十二号から第二十二号までを十号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「「栃木県医師研修資金等貸与条例」」を「「栃木県医師修学資金貸与条例」」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 二十六 とちぎ地域医療支援センターに関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部医事厚生課の項中第二十四号を第十六号とし、第二十五号から第二十八号までを八号ずつ繰り上げ、第三十三号を削り、第三十二号を第三十四号とし、第二十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の十号を加える。

- 二十七 とちぎ子ども医療センターに関すること。
- 二十八 保健に係る人材確保の総合調整に関すること。
- 二十九 保健に係る研修の総合企画に関すること。
- 三十 保健師助産師看護師法の施行に関すること。

- 三十一 保健師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。
- 三十二 栃木県看護職員修学資金貸与条例の施行に関すること。

- 三十三 栃木県助産師研修資金貸与条例の施行に関すること。
- 三十四 栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例の施行に関すること。

- 三十五 栃木県立衛生福祉大学校に関すること。
- 三十六 栃木県立衛生福祉大学に関すること。

- 三十七 栃木県立衛生福祉専門学院に関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部高齢対策課の項第八号中「「喀痰吸引等業務」」を「「喀痰吸引等業務」」に改め、同部健康増進課の項中第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 三十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること(消防防災課の所掌する危機管理に係るものを除く。)。

第十二条第一項の表保健福祉部の部障害福祉課の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項第十九号中「医事厚生課」を「医療政策課」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

- 三十九 ひきこもり対策に関すること。

第十二条第一項の表保健福祉部の部こども政策課の項中第二十五号を第二十六号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

- 四十 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関すること。

第十二条第一項の表産業労働観光部の部経営支援課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部労働政策課の項に次の一号を加える。

- 四十一 第五十五回青年技能者技能競技大会及び第三十七回全国障害者技能競技大会の開催に関すること。

第十二条第一項の表農政部の部農村振興課の項第五号中「「経営構造対策事業」」を「「都市農村交流」」に改め、同項中第二十九号を第三十一号とし、第二十二号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「「検査及び」」を削り、同号を同項第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 四十二 部内の補助事業執行の適正化に関すること。

第十二条第一項の表農政部の部農村振興課の項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「「農地・水保全管理支払交付金」」を「「多面的機能支払制度」」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

- 四十三 市民農園整備促進法の施行に関すること。

第十二条第一項の表農政部の部経済流通課の項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 農産物のブランド化の推進に関すること。

第十二条第一項の表農政部の部経営技術課の項中第二十号を第二十一号とし、第二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一二 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部技術管理課の項第一号を次のように改める。

一 土木工事及び建築工事の検査に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部技術管理課の項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 土木行政の総合的な情報化の推進に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部技術管理課の項中第十二号を第十四号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 土木工事及び建築工事の指導に関すること（他課の所掌するものを除く。）。

第十二条第一項の表県土整備部の部交通政策課の項第五号中「及び道路」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同部道路整備課の項中第八号を第九号とし、同項第七号中「こと」の下に「（道路保全課の所掌するものを除く。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（道路に関する規定に限る。）の施行に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部道路保全課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 市町村が行う道路事業に関すること（災害復旧及び維持修繕に関する技術指導に限る。）。

第十二条第一項の表県土整備部の部都市計画課の項第一号中「街路、公園、」を「街路事業（市町村が施行するものを除く。）、公園事業及び」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 都市再生特別措置法の施行に関すること（都市再生整備計画事業に係るものに限る。）。

十七 都市災害復旧事業の施行に関すること（市町村又は土地区画整理組合が施行する街路事業に係るものに限る。）。

第十二条第一項の表県土整備部の部都市整備課の項第一号中「街路、公園、」を「街路事業（市町村が施行するものを除く。）、公園事業及び」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（都市公園に関する規定に限る。）の施行に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部都市整備課の項第九号中「こと」の下に「（都市計画課の所掌するものを除く。）」を加え、同部建築課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同部住宅課の項中第三十号を第三十一号とし、第四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 栃木県県営住宅条例の施行に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部に次のように加える。

総合スポーツゾーン整備室

一 総合スポーツゾーンの整備に関すること。

第十二条第一項の表会計局の部会計管理課の項第二十五号を削る。

第十四条の六第一項中「環境森林部環境森林政策課、農政部農村振興課及び」を削る。

第十九条の三第一項中「林業経営課」の下に「（栃木県県西環境森林事務所にあつては、林業経営第一課及び林業経営第二課）」を加える。

第二十条の四第一項中「企画相談課、教育援助課」を「企画審査課、教育相談支援課」に改め、同条第二項の表企画相談課の項中「企画相談課」を「企画審査課」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「教育援助課」を「教育相談支援課」に改め、同号を同項第十一号とし、同表教育援助課の項中「教育援助課」を「教育相談支援課」に改め、同項中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑又は困難な事例に係る相談指導及び診療に関すること。

二 心の健康づくりに関すること。

第二十五条第二項の表企画振興部の部企画振興課の項中第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 都市農村交流に関すること。

第二十五条第二項の表農村整備部の部調査保全課の項第十号中「農地・水・環境保全向上対策」を「多面的機能支払制度」に改める。

第三十三条第二項の表建築指導担当の部中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること（低炭素建築物新築等計画の認定に関する規定に限る。）。

第三十四条の表県民生活部の部青少年男女共同参画課の項中「青少年男女共同参画課」を「人権・青少年男女参画課」に改め、同表保健福祉部の部保健福祉課の項を次のように改める。

保健福祉課	栃木県保健環境センター
-------	-------------

第二十四条の表保健福祉部の部医事厚生課の項を次のように改める。

医療政策課	栃木県立衛生福祉大学校
	栃木県県南高等看護専門学院
	栃木県立岡本合病院
	栃木県立がんセンター

第四十六条第四項の表事務局の部医事栄養課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 電子計算組織の管理運用に関すること。

第五十四条第四項の表相談支援課の項第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第九十三条の表県民生活部の部人権施策推進課の項を次のように改める。

人権・青少年男女参画課	栃木県人権施策推進審議会
	栃木県青少年問題協議会
	栃木県青少年健全育成審議会
	栃木県男女共同参画審議会

第九十三条の表県民生活部の部青少年男女共同参画課の項を削り、同表環境森林部の部環境森林政策課の項

中 「
栃木県環境審議会
」
を

栃木県環境審議会
栃木県森林審議会

に改め、同部森林整備課の項を削り、同表保健福祉部の

部 保健福祉課の項中

栃木県社会福祉協議会	
栃木県准看護師試験委員	

を

政策課」に、

栃木県社会福祉協議会	
栃木県救急医療運営協議会	

に改め、同部医事厚生課の項中「医事厚生課」を「医療

を

会」を「栃木県精神医療審査会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(栃木県青少年問題協議会規則の一部改正)

2 栃木県青少年問題協議会規則(昭和二十八年栃木県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。
第八条中「青少年男女共同参画課」を「人権・青少年男女参画課」に改める。

(栃木県救急・災害医療運営協議会規則の一部改正)

3 栃木県救急・災害医療運営協議会規則(昭和四十年栃木県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「医事厚生課」を「医療政策課」に改める。

(栃木県男女共同参画審議会規則の一部改正)

4 栃木県男女共同参画審議会規則(平成十五年栃木県規則第七号)の一部を次のように改正する。
第八条中「青少年男女共同参画課」を「人権・青少年男女参画課」に改める。

(栃木県人権施策推進審議会規則の一部改正)

5 栃木県人権施策推進審議会規則(平成十五年栃木県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第五条中「人権施策推進課」を「人権・青少年男女参画課」に改める。

(栃木県青少年健全育成審議会規則の一部改正)

6 栃木県青少年健全育成審議会規則(平成十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
第六条中「青少年男女共同参画課」を「人権・青少年男女参画課」に改める。

(人事課)